

函館市監査公表第 1 1 号

函館市長から，包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 港 管

令和 8 年 (2026 年) 7 月 2 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和 7 年度 (2025 年度) 包括外部監査の結果に基づく措置
の通知について

令和 8 年 (2026 年) 3 月 2 4 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和7年度（2025年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 防災に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾 空港部 港湾課	中央ふ頭こ線橋補修事業 ・事業者選定における競争性・透明性の確保に努められたい。 長期間にわたり一社応札の状況が継続し、その結果、同一事業者が継続選定されている状況については、公共事業における競争性確保の観点から、可能な限りの改善が求められる。 事業者選定における競争性・透明性が確保されるよう、工事公告や入札の方式等を検討されることを求める。	139	本事業においては、工事の専門性が高く必要な技術力を備えた事業者が地域に限定されることから、一社応札が継続したことはやむを得ない状況であったと認識しているところである。一方で、ご意見のとおり、「事業者選定における競争性・透明性の確保」は公共事業における重要な課題であることから、今後においては、それぞれの工事内容を考慮したうえで、競争参加の機会拡大につながる入札参加条件等を検討するなど、事業者選定の透明性および公平性の一層の確保に努めてまいりたい。